

参加申込書類の作成に当たっての留意事項

様式第3-1号「参加者に所属する技術者数及び有資格者数」

- ・「参加者に所属する技術者数及び有資格者数」については、様式第3-1号を使用してください。
- ・協力会社を使用する場合にも、本様式は参加者（元請となる者）の技術者のみを記入してください。

【評価の考え方】

- ・記載された技術者数の合計人数を対象にするので、複数の資格を有する職員については、最も専門とする分野に記入してあれば、評価の差異は発生しません。
- ・参加者が追加した資格が評価の対象に含まれるかについては、今後の判断になるので、留意してください。

様式第4号「参加者の同種・類似業務実績（一覧）」

- ・本プロポーザルへの参加資格に、面積要件は含まれていません。参加者の能力を評価するために、元請として履行した業務実績のうち、特定規模（20,000 m²）以上のものについて資料の提出を求めるものです。
- ・記載する業務には、協力会社としての実績は含めないものとします。
- ・元請けとして履行していれば、JV 構成員としての実績についても、同種・類似業務実績として認めます。
- ・増築計画に係る実績の場合には、増築部分の面積のみを評価の対象としますので、その部分の面積が判別できるように記入してください。

【評価の考え方】

- ・同種業務の実績については1件につき4点加点、類似業務の実績については1件につき2点加点とし、合計で8点まで評価します。

様式第5号「参加者の同種・類似業務実績（詳細）」

- ・「業務の完了が確認できる書類」は、委託者が公共の場合は、委託者が発行した完了確認書等があれば、その写しを添付してください。それらの書類がない場合や委託者が民間の場合は、受託者が委託者に提出した業務完了届の写しや業務報告書の鑑の写し等を添付してください。
- ・上記書類について、契約の相手方、延床面積、主要用途等、実績の特定に必要な情報が不開示となった状態での資料では実績として認められません。

様式第6号「管理技術者の経歴等」

- ・「管理技術者の経歴等」の業務実績欄に記入した業務については、確認できる資料（契約書の鑑の写し等）の提出は必要ありません。ただし、様式第1号に基づき、今後、「事実を証明する書類の提出」を求めることがあるので留意してください。

【評価の考え方】

- ・管理技術者と担当責任者について、以下に示す資格を複数有している者がいる場合は、最大で5名まで加点します。
対象資格：一級建築士、CCMJ、構造設計一級建築士、建築設備士、設備設計一級建築士、建築コスト管理士、建築積算士、一級建築施工管理技士
- ・管理技術者と担当責任者の業務実績は、担当した全ての実績を対象に、同種業務は1件につき4点加点、類似業務は1件につき2点加点とし、合計で10点まで評価します。

様式第7—1～6号「担当責任者の経歴等」

- ・「担当責任者の経歴等」の業務実績欄に記入した業務については、確認できる資料（契約書の鑑の写し等）の提出は必要ありません。ただし、様式第1号に基づき、今後、「事実を証明する書類の提出」を求めることがあるので留意してください。
- ・プロポーザル募集要項に定められている担当責任者以外に、有効と思われる役割の担当責任者がある場合には、その者についての「担当責任者の経歴等」を追加しても構いません。
- ・「担当責任者の経歴等」の業務実績欄にある「立場」には、管理技術者、担当責任者、担当者など、その業務における立場を記入してください。

【評価の考え方】

- ・管理技術者と担当責任者について、以下に示す資格を複数有している者がいる場合は、最大で5名まで加点します。
対象資格：一級建築士、CCMJ、構造設計一級建築士、建築設備士、設備設計一級建築士、建築コスト管理士、建築積算士、一級建築施工管理技士
- ・管理技術者と担当責任者の業務実績は、担当した全ての実績を対象に、同種業務は1件につき4点加点、類似業務は1件につき2点加点とし、合計で10点まで評価します。

その他

- ・プロポーザル募集要項P9「8 留意事項 (3)」に記載のとおり、業務提案書などは原則として情報開示の対象となります。
- ・開示請求があった場合に不開示とする情報は、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(千葉県情報公開条例(平成12年条例第52号)第7条第3号ア)であり、「単なる抽象的な可能性では足りず、権利利益が情報の開示によって具体的に侵害されることについて一定の蓋然性が認められなければならない。」(千葉県「情報公開事務の手引き」P36)としています。